

公立大学法人埼玉県立大学役員報酬規程（案）

平成 22 年 4 月 1 日
規程第 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関して必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員報酬)

第 2 条 常勤の役員には報酬を支給するものとする。ただし、職員が役員を兼ねるときは、役員報酬は支給しない。

(常勤役員報酬の額)

第 3 条 常勤の役員に対する報酬は、次のとおりとする。

区分	報酬の額（月額）
理事長	1,050,000 円を上限として理事長が定める額
理事	750,000 円を上限として理事長が定める額

(報酬の支払い)

第 4 条 常勤の役員報酬の支給方法は、職員の給与の支給方法の例による。

(旅費)

第 5 条 常勤の役員の旅費については、職員に支給する額に相当する額を、職員の例により支給する。

(常勤役員期末手当)

第 6 条 常勤の役員には、報酬月額及びその報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に、6 月にあつては 100 分の 145、12 月にあつては 100 分の 165 を乗じて得た額を期末手当として支給する。ただし、在職期間が 6 か月未満の場合にあつては、本文に規定する額に、その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもって期末手当の額とする。

- 一 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- 二 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60
- 三 3 か月未満 100 分の 30

2 前項の期末手当の額は、埼玉県地方独立行政法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価の結果及び当該役員業務の実績等を総合的に勘案して、これを増額し、又は減額することができる。

(常勤役員退職手当)

第 7 条 常勤の役員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 前項に規定する退職手当の額は、その在職した月 1 月につき退職する日における報酬月額の 100 分の 12.5 を乗じて得た額とする。

3 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

4 役員退職手当の支給については、前 3 項に定めるもののほか、職員の退職手当支給の例による。

(非常勤役員報酬)

第 8 条 非常勤の役員が理事会等に参加したときは、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬の額は 1 日につき 30,000 円とする。

(非常勤役員費用弁償)

第 9 条 非常勤の役員が理事会等のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、職員に支給する旅費に相当する額とする。

3 費用弁償の支給については、前2項に定めるもののほか、職員の旅費の支給の例による。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。